

8月のほっとサロン

各サロン利用料 100 円 ※昼食提供やイベント時は増額の場合もあります。

- ほっとサロン茂岩
 - 8月3日(月)・19日(水) 13:00～16:00
 - 9月2日(水)
- 保健センター
 - ほっとサロン豊頃
 - 8月21日(金) 10:00～15:00 所豊頃コミセン
 - ほっとサロン大津
 - 8月26日(水) 10:00～16:00 所大津コミセン

- <卓上サロン>
 - 8月12日(水)・26日(水) 10:00～16:00
 - 福祉センター
 - <お元気サロン>
 - 8月27日(木) 10:00～11:00
- 所 豊頃コミセン
※ほっとサロン豊頃と同日開催

問 社会福祉協議会 ☎(574) 3143

赤ちゃん広場においでください

乳児(1歳6か月未満)を持つ親子が安心して遊べ、お母さん同士が子育てについて気軽にしゃべりできる広場です。

対 1歳6か月未満児(平成26年2月1日～平成27年7月31日生)を持つ親子および現在妊娠中の方 ※未就学児の兄弟姉妹同伴はかまいません。兄弟姉妹については別室で託児を行うこともできます。 問 ともプラザとよころ ☎(574) 30302

日程	場所	内容	備考
8月19日(水)	ともプラザとよころ	自由遊び ベビーマッサージ 手遊び	赤ちゃんを遊ばせながら、お母さん同士でおしゃべりして交流を深めましょう。



金婚式該当調査について

町では毎年、敬老会に併せて金婚式(結婚50周年)を迎えられるご夫婦のお祝いを行っています。今年度の金婚式に該当されるご夫婦は、次によりご連絡ください。▽金婚式該当者 「昭和39年9月17日～昭和40年9月16日」の間に婚姻されているご夫婦 連絡先・期限▽8月7日(金) までに

役場福祉課福祉係 ☎(574) 2214へご連絡ください。

豊頃町敬老会の開催について

毎年9月に開催している豊頃町敬老会については、百寿、米寿、喜寿、敬老祝金贈呈対象者の方をご案内して開催します。 該当者には後日ご案内します。 敬老会には後日ご案内します。

敬老会該当者

対象区分	満年齢
百歳	満100歳の方(大正3年9月17日～大正4年9月16日)
米寿	満88歳の方(大正15年9月17日～昭和元年9月16日)
喜寿	満77歳の方(昭和12年9月17日～昭和13年9月16日)
敬老祝金	満75歳の方(昭和14年9月17日～昭和15年9月16日)

※いずれも基準日(平成27年9月15日)に対象年齢をむかえられている方です。 ※基準日の1年以上前から本町に居住している方が対象となります。

◎本年度の敬老会は9月15日(火) 問 役場福祉課福祉係 ☎(574) 2214

生活・環境

「とよころ消費生活塾」受講者募集

高額な振り込み詐欺や商品の不適切な表示など消費生活に関する様々な問題が発生する中、消費生活の分野に関して、必要な基礎知識や最新の情報をテーマとした講座を開催しますので、関心のある方は、お気軽に受講ください。

日 8月19日(水) 13時30分～15時 ※毎月1回実施予定 所 役場1回会議室

テーマ▽「暮らしに役立つお金の話」 講師▽上村正子氏 定員▽若干名 費用▽無料

申前日までに役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213へご連絡ください。 ※次回は9月18日(金)、テーマ「消費者力アップ・資格に挑戦！」

「借金・金融一般相談会」の開催について

北海道財務局の専門の相談員が「借金の悩み」を親身になってお聴きし、あなたに合った解決方法を提案します。「預金・融資、保険など金融全般」のご相談も受け付けます。 無料・予約不要です。

消火器の不正販売・点検にご注意！！

全国的に家庭や事業所を訪問し、高額な値段で消火器を販売・点検するといった事案が多く発生しています。このような被害にあわないために、十分に注意してください。

【悪質業者の手口】

- 「消防署の方から来ました」と消防職員をいつわり、消火器を販売する ※消防署・消防団が消火器を直接販売することは一切ありません。また、一般家庭では、法令による消火器の設置義務はありません。
- 「消火器が古いので使えない」などと言い点検後、高額な請求をする ※点検を装い、その後高額な請求をします。
- 契約書の内容を説明せずに、書面にサイン・押印を求めてくる ※安易にサイン、押印はせず、必ず契約内容を確認する。
- 消火器を多く設置している事業所を狙ってくる ※ガソリンスタンド、病院、学校など消火器を多く設置している建物で、施設管理のスキを狙ってきます。狙われやすいのは、受付や派遣社員、アルバイトの人など、消火器の点検に詳しくない人です。事前に、すべての社員に悪質業者の手口を知らせておくことが大切です。



被害にあわないために

- 身分証明書の提示を求め、正規の契約業者であるか確認しましょう。
- 脅迫的な行動があったときは警察に通報しましょう。

もし、少しでも不審な業者だと思ったら、はっきりと販売(点検)を断りましょう！そして、近くの消防署または警察署に通報してください。

豊頃消防署 ☎(574) 2310

ごみの日に出してください。

カバン	ビジネスバッグ、リュック、ショルダーバッグ、ランドセル、財布等 ※ゴルフバッグや45リットルの袋に入らない大型のスーツケース等は回収できません。(「大型ごみ」として出してください。)
くつ	運動靴、革靴、サンダル、ブーツ、ヒール、長靴 ※片方しかない物や下駄・草履・スキー靴は回収できません。
ベルト	革、布、エナメル製品

※ひどい汚れや破損している物は、今までと同様に「燃やさないごみ」(布製かばんは「燃やすごみ」)として出すようお願いします。

消費者生活相談

架空請求や悪質な訪問販売、様々な立場を利用した振り込み詐欺などの相談にご利用ください。

日 8月19日(水) 11時～12時 所 役場1階会議室 相談員▽上村正子氏 問 役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

【見方②】

☎=電話 FAX=ファックス ☒=Eメール HP=ホームページ

【見方①】

日=日時 所=会場 対=対象 定=定員 費用=費用 申=申込み 問=問合せ